

火災から命を守る住宅用火災警報器

平成 20 年 6 月 1 日から、すべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました



どうして住宅用火災警報器の設置が義務化されたの？

近年、住宅火災による死者が急増しており、その原因の約6割が『逃げ遅れ』によるものです。また、住宅火災による死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、今後の更なる増加が懸念されています。このような状況を踏まえ、平成16年に消防法が改正され、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

1970年代に米国で住宅用火災警報器の設置を義務化したところ、現在では死者が半減しています。また、日本においても住宅用火災警報器の設置により、住宅火災による死者が3分の1程度に減少しています。



住宅用火災警報器とはどんなもの？

- 住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声で火災の発生を早期に知らせるものです。
- 電池式と100V電源式があり、電池式は現在、電池寿命が10年間のもも販売されています。
- ほとんどのものが、天井、壁にネジや引っ掛けフックなどで簡単に取り付けることができます。
- 耳の不自由な方には、光や振動で火災の発生を知らせる機器があります。



煙式



熱式

住宅用火災警報器を購入するには？

- 家電販売店、ホームセンター、防災機器取扱店などで販売されています。
- 価格は、機種によって様々ですが、国で定めた規格に適合しているものは1個5千円～1万円程度です。

購入の際は、この「認定マーク」を目安にしてください。

日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保障するものには、「認定マーク（NSマーク）」がついています。
※マークの付いている場所は機種により異なります。

安心してお使いいただくための購入のポイント

- ① 専門工事が不要な電池タイプを選ぶ。
- ② 電池交換の手間が省ける長寿命のものを選ぶ。
- ③ 性能が確かなNSマーク付きのものを選ぶ。

住宅用火災警報器の作動により火災の拡大を防いだ事例

※住宅防火対策推進協議会リーフレットより

事例1

寝たばこから火災発生！

寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目覚まし、布団に水をかけて消火したので、大事に至りませんでした。



事例2

仏壇の灯明が燃え移って！

2階居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の警報器の鳴動に気づき、1階におりると仏壇から炎が上がっているのを発見。水道水をかけて消火しました。



事例3

天ぷら油が燃え出して！

天ぷら油を加熱したまま、その場を離れたため、鍋から火が上がリ警報器がその煙を感知しました。警報音に気付いた居住者が、初期消火と119番通報を行いました。

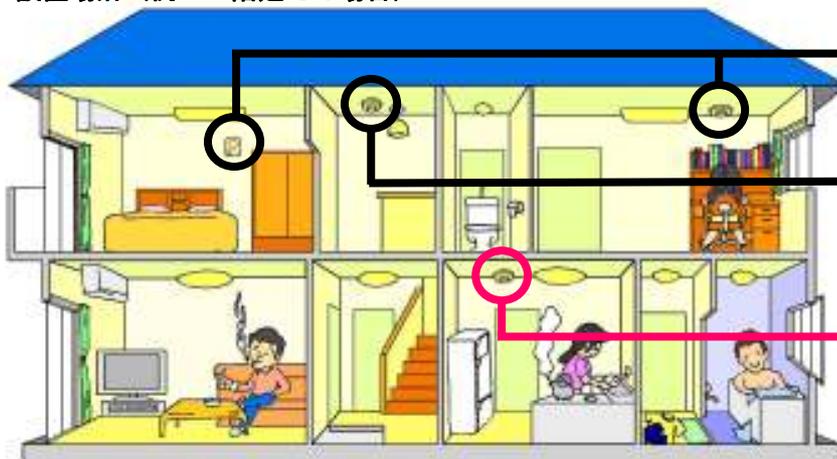


大切な家族の命・財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

●すべての住宅（戸建、店舗併用及び共同住宅など）の寝室・階段に住宅用火災警報器の設置が必要です。

設置場所（例：2階建ての場合）



① 戸建住宅

寝室 (煙式) 普段寝室として使用している部屋（子供部屋なども含む）に設置が必要です。

階段 (煙式) 寝室がある階の階段上部に設置が必要です。
※3階建ての場合、1階にも設置が必要となる場合があります。

台所 (熱又は煙式) 台所その他の火災発生の恐れが大きい場所にも設置するように努めましょう。

② 共同住宅

アパート、マンションなどの共同住宅は、それぞれ個人の住宅内のみが対象となり、設置場所は戸建住宅と同じです。

※自動火災報知設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は不要です。

住宅用火災警報器を

設置するときのワンポイント

○天井、壁のどちらに設置してもよいですが、壁に設置するほうが取り付けが簡単で、日頃の点検も気軽にできます。

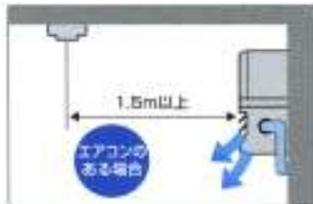
設置義務者について

住宅用火災警報器は、住宅の関係者（所有者、管理者、占有者）が設置することとなっています。借家の場合は、関係者間で話し合って設置してください。

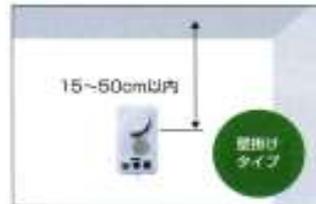
■天井に設置する場合は、住宅用火災警報器の中心を壁や梁から60cm以上離して設置します。



■エアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離して設置します。



■壁に設置する場合は、天井から15cm～50cm以内に住宅用火災警報器の中心がくるように設置します。



悪質な訪問販売にご注意を！！

住宅用火災警報器の設置義務化に乗じて購入を強引に勧めたりするような訪問販売には注意が必要です。

●こんな業者に要注意！

「今は法律が変わって、各住宅に火災警報器を付けなければなりません。付けないと罰則がありますよ」

「消防署の方から点検に来ました」「消防署から許可を得て、町会を回っています」

などと言って、火災警報器を売りつける業者に注意してください。

※市の消防職員が販売することは一切ありません。（地区の自警消防団員の方々などは販売している場合があります。）

●被害にあわないために

◆身分と用件をしっかり確認する ◆安易に家の中に入れない

◆契約は家族などに相談し、その場でサイン、押印しない

◆断るときは毅然とした態度ではっきりと断る

※訪問販売業者の言うことに少しでも不安を感じたら、右記の機関に相談してから契約してください。また、相手から脅迫的な言動があったときは、直ちに警察に通報してください。

※被害にあっても、火災警報器の訪問販売はクーリングオフ制度の対象で、契約書を受け取った日を含めて8日以内なら無条件で契約を解除できる場合があります。



●悪質訪問販売の相談・問い合わせ先

・上尾市消防本部予防課 TEL:775-1314・FAX:775-2230

メール:s582000@city.ageo.lg.jp

月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

・上尾市生活情報センター TEL:775-0801・FAX:776-4600

月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時

トラブル急増中！あなたも狙われています！！

●住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

・上尾市消防本部予防課 TEL:775-1314・FAX:775-2230

メール:s582000@city.ageo.lg.jp

月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

・東消防署 TEL:775-1310・原市分署 TEL:722-5225・上平分署 TEL:775-0119

・西消防署 TEL:725-2624・大谷分署 TEL:726-2771・平方分署 TEL:782-0911

●機器購入に関する問い合わせ先

『住宅用火災警報器相談室』（全国共通）

TEL:0120-565-911（フリーダイヤル）

月～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時